児童虐待死亡事例検証報告書

（概要版）

平成２１年３月

横須賀市児童福祉審議会児童虐待検証分科会

概　要　版　目　次

はじめに

１　事例の概要と経過　……………………………………………1

（１）事例の概要　……………………………………………1
（２）家族について　…………………………………………2
（３）対応などの経過　………………………………………2

２　事例の検証による問題点・課題の整理　………………………3

（１）児童相談所の対応について　…………………………4
（２）市関係機関との連携について　………………………5
（３）市機関以外と市との連携対応について　……………6

３　具体的な方策　…………………………………………………6

（１）児童相談所の機能の充実　……………………………6
（２）関係機関との連携強化　………………………………7
（３）若年親への支援の充実　………………………………7
（４）児童虐待に関する研修の充実　………………………7
（５）その他　…………………………………………………8

おわりに

（資料）

1　横須賀市こども育成部の組織　…………………………9
2　横須賀市児童相談所の組織　……………………………10
3　横須賀市児童福祉審議会条例　…………………………11
4　児童福祉審議会専門分科会に関する規程　……………12
5　児童福祉審議会児童虐待検証分科会名簿　……………13
6　児童福祉審議会児童虐待検証分科会検証経過　………14

はじめに

平成 20 年７月 27 日、横須賀市内で４歳幼児が虐待によって死亡する痛ましい事件が起きた。横須賀市は平成 13 年に中核市となり、平成 18 年には全国初の児童相談所設置市となったが、今回の事件は、神奈川県から児童相談所業務を引き継ぎ、児童相談所が関わる中で初めての虐待死亡事例となった。市はこの事件を重く受け止め、今後の虐待防止に向けて検証する必要があると判断した。

平成 20 年９月１日、横須賀市児童福祉審議会に児童虐待検証分科会（以下「分科会」という。）が設置され、この事件について検証することになった。

この分科会は、事件が発生した背景、関係機関の連携など、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて具体的な方策を提言することを目的としており、関係機関や職員個人の責任追及や批判を行うものではない。分科会は、３回にわたる会議の中で、庁内に設置された「児童虐待による死亡事例に関する情報収集チーム」からの報告に基づき、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討した。

１　事例の概要と経過

事例の概要については、「児童虐待による死亡事例に関する情報収集チーム」によるヒアリング調査、公判において明らかになった事実などに基づいている。

（１）　事例の概要

平成 20 年７月 26 日（土）22 時 14 分、市内消防署に保護者から 119 番通報があった。子どもが転倒し、頭を打ったとのことだったが、この時点で子どもの意識はなく、呼吸も停止していた。脈はあったため、救急隊が人工呼吸を実施し、市内の病院に救急搬送した。搬送中に養母から虐待を認める発言があったことを受けて、23 時 20 分に消防署は市内警察署に虐待通報し、市児童相談所にも虐待通告を行った。

平成 20 年７月 27 日（日）７時 44 分、搬送先の病院において、当該児童が急性硬膜下血腫により死亡し、同日養母が傷害致死の疑いで逮捕された。

（2）　家族について

ア　同居の家族

養母（父方祖母、46 歳）

養父（父方祖母の夫、58 歳）

被害児童（４歳男児、以下「本児」とする）

イ　実父母について

実母（22 歳）と実父（23 歳）は本児１歳３ヶ月時に親権者を母として離婚

（3）　対応などの経過

ア　妊娠、出産から他県への転居まで

15 年 12月１日　妊娠届出。母子手帳交付。母 17 歳、父 19 歳、妊娠 11 週。

16 年 ６月22日　市内の総合病院にて本児出生。37 週 2,294 グラム。

17 年 ９月29日　生後１歳３ヶ月。実父母離婚。実母および本児の住民票は、既に母方祖父母宅へ異動済み。

12月８日　母子家庭となり、仕事を探して働くため、A保育園申請手続き。

18 年 ４月24日　実母および本児は母方祖父母世帯から分離。実母会社に就労。

20 年 ２月18日　３歳６ヶ月児健診受診。他県に転居した母方祖父の体調不良のため、実母は他県と横須賀市を行ったり来たりしていると説明あり。実母から相談の希望なし。発育、発達は順調。支援終了となる。

３月27日　実母および本児、住民票を母方祖父母の住む他県へ異動。

イ　父方祖母夫妻との養子縁組から事件まで

20 年 ４月12日～14日　生後３歳９ヵ月。実母が父方祖母宅を訪れ、本児を預けて他県へ帰った。本児のみ市内の父方祖母宅へ住民票異動。

４月17日　本児、父方祖母夫妻と養子縁組。

４月28日　Ｂ保育園（認可外保育園）入園に養父母が本児を連れて行く。

５月２日　本児、Ｂ保育園登園開始。

５月30日　養父が児童相談所に本児の育てにくさと養母の健康を心配して電話相談。６月３日に児童相談所にて面接予約。

５月30日　児童相談所よりＢ保育園に電話し、身体的虐待の形跡なく保育所としては特段の育てにくさもなかったと確認。

６月３日　養父が児童相談所に面接相談。面接を行った支援担当から、本

児の行動について助言。養父は、今後の相談については、養母から直接児童相談所に連絡させたいと述べる。養母からの連絡を待ったが、その後連絡はなし。

６月　自宅にて本児が部屋中に失禁（養母負担増）

６月半ば　養母よりＢ保育園に休園の連絡。

６月16日　児童相談所所内会議（受理会議）。種別を養護相談とする。相談・連絡を待つが、適時状況確認を行う方針とする。

６月30日　生後４歳。幼稚園入園まで本児を手元でしつけたいという養母の意向で、保育園を退園。

７月25日　養母が本児に蹴られそうになり、よけた拍子に足を捻挫。本児は謝らず、反抗的態度と感じた養母は、本児に平手打ちをし、ライターの口金を押し付ける。

７月26日　本児が失禁したため、養母は服を着替えさせたが、いらいらを押さえきれず本児を突き飛ばす。倒れた際に本児は頭を打ち、意識がなくなる。養父が 119 番通報。

７月27日　本児、搬送先の病院で死亡。

２　事例の検証による問題点・課題の整理

本児は、10 代という若年の父母のもとに生まれ、１歳３ヶ月のとき実父母が離婚したことから、３歳９ヶ月まで実母に育てられた。その間、母方祖父母との同居、実母の就労や退職、保育園への通園と退園、他県への転居など生活状況は転々とし、本児の生活は不安定であった。なお、離婚後は実父や父方祖母との関わりはなかった。

その後、突然父方祖母夫妻の元に預けられ、日を置かずして夫妻の養子となった。祖母が養育を始めた当初、本児は吐くまで食べるような状態もあったというが、その点は次第に収まっていった。その後保育園に入園したが、自宅室内で失禁したり、養母の目に本児が反抗的な態度をとっているように見えたことなどから、手元でしっかりしつけたいという養母の希望により保育園を退園した。昼間、養母と二人きりになる生活が続いたが、互いに慣れぬ環境の中、本児には自分への愛情を測る試し行動もあったと思われ、そのことが養母のストレスを一層強めることとなり、本事件につながったものと考えられる。

なお、こうした経過の中で、児童相談所は養父の相談申し出により養父と１度面接を行っている。

以上の経緯を踏まえ、養育者が養母に代わってからの関わりを中心に、問題点、課題を整理した。

（1） 児童相談所の対応について

ア　時系列による問題分析

（ａ）　受付段階

児童相談所では、所全体のインテーク（受理面接）を担当する相談担当を配置している。初回面接は通常相談担当が行っているが、今回は支援担当が直接面接を行ったことにより、本来の持ち場の専門性が機能しきれず、十分な受け止めができなかった可能性がある。

なお、１回の面接で得られる情報には限りがあるため、養母からの連絡がないのであれば、養父に２度目の面接を促し、さらに詳しい状況を聞くことも考えられた。

（ｂ）　受理会議

受理会議では、主訴を「実母の置去りによる養育困難」とみて、相談種別を「養護（一般）相談」としたが、養子縁組まで済ませていることを踏まえるならば、「うそをつく、養父母のことをちらちら見る」という訴えなどの育てにくさに着目し、養育リスクのある「性格行動」ケースとして捉える、もしくは、「本児を殺して自分も死ぬ、と（養母が）漏らした」という養父の発言などを捉えて、養母の育児不安による「育児･しつけ相談」とすることも考えられた。

その上で、育てにくさの背景として考えられる複雑な生育の歴史、突然の養育開始、養子縁組といった家族状況に着目し、受理会議において丁寧な関わりを持つべきケースとして捉えることが必要だった。

（ｃ）　その後の進行管理

６月３日の面接後は、「養母自身から連絡させたい」との養父の意向により、児童相談所からの連絡は行わなかった。一方、養母は６月中旬に保育園に休園の連絡を入れ、６月末日をもって退園させており、その後は自宅で二人きりで過ごす時間が多くなった。児童相談所への相談から事件のあった７月 26 日まで７週間あまり、養母の育児ストレスは一層高まっていったものと推測される。養父の意向があったとはいえ、初回の面接から長期間連絡のないケースに対し、接触を試みることがなかったのは、ケースの組織的な進行管理という点で不十分な面があった。

イ　全体を通しての問題分析

（ａ）　面接に関する問題

養父が面接に来所しているが、養母の問題として面接を進めており、養父の思いを確認し、受け止める作業が不足していた。また、養父は、養母に対しては施設入所の検討を口にしていたようだが、面接場面ではそうし

た話題は出なかった。児童相談所の機能を理解していない市民に対し、インテーク段階で、児童相談所でできることをわかりやすく説明することも考える必要があった。

（ｂ）　家族に対する評価（見立て）の問題

突然の養育開始直後の養子縁組、特に血のつながりのない高齢の養父と本児との養子縁組というレアケースに不自然さを感じながらも、家族が抱える問題を十分に検討することができなかった。すぐに子どもや家族の正確な見立てができない場合でも、不自然さや疑問が残る場合には、それらをおろそかにせず、引き続き調査し、確かめていく姿勢が重要である。加えて養父自ら児童相談所に相談してきた点などを考慮すると、インテークの時点で要支援のレベルが高い可能性があることも想定する必要があった。

（ｃ）　虐待に関する判断の問題

インテークの時点で虐待ではないと判断したところで、この家族の抱える背景にまで目を向けることができなかった。今回の場合、確かに公判でも日常的・継続的虐待は立証されておらず、初回面接の時点で虐待を認定することはできなかったと思われるが、虐待であるか否かに関わらず、相談者の真のニーズを汲み取るよう努力することが必要だった。

また、父方祖母夫妻が養子縁組を行うという状況に違和感を感じていたことにも留意し、今後の養育における虐待の可能性も視野に入れて情報収集を行うことも考えてよいことであった。

（２）　市関係機関との連携について

ア　母子保健担当課との連携について

健康福祉センターは、若年出産であることなどから要支援家庭として関わっていたが、遅れながらも３歳６ヶ月児健診を受診し、発育、発達とも順調であると確認したことから、今後の支援の必要はなく、他機関との連携についても不要と判断した。その後、実母および本児は横須賀市から転出していた。

一方、児童相談所でも、日頃から健康福祉センターや、その統括を行うこども健康課と密接に連携しているが、今回は種別認定を「虐待」としなかったことにより、緊急性、重大性がないと判断し、連絡を取らなかった。

イ　こども家庭地域対策ネットワーク会議 **について

要保護家庭としての関わりを持っておらず、ネットワーク会議開催に至っていない。

**こども家庭地域対策ネットワーク会議　　児童福祉法第25条の２第１項に規定されている要保護児童対策地域協議会を、平成17年７月に横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議として位置づけた。委員の構成は、市役所関係部局のほか、市保育会、児童養護施設、市医師会、民生委員児童委員協議会、私立幼稚園協会、警察署等の長等64名。

（３） 市機関以外と市との連携対応について

ア　保育園の対応について

養父からの電話相談の後、児童相談所から認可外のＢ保育園に確認の電話を入れているが、認可外保育園との日常的な連絡体制はなく、その後保育園を退園していた事実を把握できなかった。

３　具体的な方策

以上、整理した問題点、課題を踏まえ、以下の方策を提言する。

（１） 児童相談所の機能の充実

ア　主訴の整理と調査担当の明確化

虐待が疑われない場合でも、ジェノグラムの活用などによりリスクとなりうる要素に着目し、相談者の真のニーズを把握することが望まれる。また、初回面接以後に調査を行う担当を明確にした上で、十分な所内連携を図っていくことが必要である。

イ　状況に応じた対応と進行管理

児童相談所では、本事例も踏まえ、その後は４週間を超えない期間内に電話連絡などにより改めてつながりを持つべく所内の共通認識を図っているが、より一層この対応の徹底に努めることが望まれる。

また、ケースの組織的な進行管理については、平成 21 年度から稼動予定の児童相談所情報システムの十分な活用を図ることが望まれる。

ウ　要保護児童に係る情報収集

本事例は、相談時点においては虐待と認定してはいないが、養育リスクのある要保護児童との認識を明確に持っていれば、関係機関へも情報提供を求めることができ、本児が育った環境が非常に不安定な状況にあったことが見えてきた可能性がある。要保護児童についての積極的な調査・情報収集が望まれる。特に、同じ建物において健診など母子保健部門の情報が得られやすい環境にあるという中核市ならではのメリットを生かし、関連情報を把握するシステムの構築を検討する必要がある。

エ　インテーク面接技術の向上などに向けた研修体制の整備

インテーク面接は原則として相談担当が行うが、場合によっては支援担当が行うこともありうることから、所全体の面接技術を向上させるための研修体制

を整えることが求められる。

なお、相談に訪れる市民の多くは、はじめから児童相談所について理解しているわけではないので、インテーク段階で、児童相談所の基本的な機能や守秘義務などのルール、相談の進め方、相談には費用がかからないことなどについてわかりやすく説明し、市民が安心して相談を受けることができるよう工夫することが望まれる。

また、事例検討会も含め、福祉・保健など関係部局合同の研修会を行い、市の相談窓口全体のスキルアップを図っていくことが望まれる。

（２） 関係機関との連携強化

横須賀市は、子どもに関する総合的、一体的な取り組みを進めていくための拠点として、子育て支援の総合相談窓口、療育相談センター、児童相談所を持つ、子ども支援体制の中核機能を担う施設「はぐくみかん」を平成 20 年４月に開設した。今後は、「はぐくみかん」における総合相談体制のメリットを一層活用できるよう、子育て相談、親子支援相談などと児童相談所がそれぞれの機能を強化し、連携し合っていくことが望まれる。また、その他の相談窓口においても、一つひとつの相談を住民とつながる大切な場と位置づけ、子育てを積極的に応援していく姿勢で親切、丁寧な対応を心がけることが必要である。

加えて、児童虐待の早期発見と対応の強化を進めるため、こども家庭地域対策ネットワーク会議での連携を強化すると同時に、同ネットワーク会議と認可外保育園との連携も進めていく必要がある。

本事例に限らず、現代社会では、地域とのつながりなども希薄になっていて、子育てを通して地域の親子同士が交流する機会が少ない現状があり、子育て中の家庭が地域で孤立しないように、親子の交流の場を提供するなどの積極的な取り組みを推進し、ＮＰＯなども含めた子育て支援機関との連携も図っていく必要がある。

（３） 若年親への支援の充実

養育能力が必ずしも十分ではなく、家族の支援も受けにくい状況にある若年の親による育児が児童虐待につながることがあると指摘されている。行政としては、子どもの幸せを第一に考え、相談窓口の充実、保健師によるフォローアップなど、若年の親への支援を一層充実させることが求められる。

（４） 児童虐待に関する研修の充実

現在、民生委員児童委員を対象とした講演会や、保育園、幼稚園、学校関係者、医療保健従事者を対象とした研修を毎年実施してきている。さらに、市民への啓発

活動として児童虐待防止月間に市内 436 基の広報掲示板へのポスター掲示や啓発チラシの配布、広報車による市内宣伝活動などを警察署と協働して実施してきている。

こうした取り組みを一層推進することにより、市民・関係機関の意識がさらに高まり、結果として虐待の早期発見につながっていくよう努めることが重要である。

（５）　その他

今回の検証では、事例内容をより深く分析し、今後に生かすため、可能な限り事件に関する情報収集を行った。その結果、検証の意義、趣旨などに対する理解を得て一定の状況把握はできたものの、警察情報や裁判情報、病院の解剖所見など、関係機関からの情報収集が十分に行えない部分もあった。また、公判を待って初めて得られた重要な情報もあり、提言の前提となる事実関係の明確化に、多大な時間を要した。

現状では、検証組織の法的位置づけ、調査権限の不十分さなどがあり、国には、検証組織がスムーズに情報収集を行えるよう、方策の検討および統一的なルール作りをお願いしたい。

おわりに

平成 18 年４月の中核市初となる児童相談所開設に続き、平成 20 年４月に「はぐくみかん」をオープンさせるなど、横須賀市は児童虐待に対する取り組みを着実に強化してきた。特に、市独自に児童相談所を持ったことにより、児童虐待などに関する相談・調査・判定から一時保護、さらにはその後のフォローまでの過程を全て市として行い得る行政体制が整った。また、児童相談所と健康福祉センターを中心とする母子保健部門との連携、および子育て支援・生活保護・障害福祉部門など福祉事務所や保健所との連携が強化され、情報連携にとどまらず、同行訪問などの行動連携もできるようになってきている。

このような体制が整備されてきた中で、今回の事件が起きてしまったことは残念でならない。

二度とこのような事件が起きないような仕組みと体制をつくることが、今回の痛ましい死を無駄にしない教訓となる。関係者が、この提言を生かし、児童虐待の根絶に一丸となって取り組んでいくことを望むものである。

1　横須賀市こども育成部の組織

［横須賀市機構図］

（平成20年（2008年）4月1日現在）

〈　〉内は出先機関以外の主な公の施設及び規程による事務室等

- 市長
  - 副市長
    - 総務部
    - 【会計管理者】　会計課
    - 企画調整部
    - 財政部
    - 市民部
    - 健康福祉部
    - こども育成部
      - こども青少年企画課　子育て支援施策・青少年施策の推進、里親の認定及び登録、児童相談所との連絡など
        - 〈青少年会館、青少年の家〉
      - こども青少年支援課　総合相談（子育て、ひとり親家庭、育児支援、DV、発達・障害児支援、青少年教育）、要保護児童対策、子育て支援センターの管理など
        - 子育て支援センター
        - ファミリーサポートセンター
        - 〈療育相談センター〉
        - こども給付担当　児童手当、児童扶養手当、児童等の医療費の助成など
      - こども健康課　母子健康手帳の交付、親子支援相談、予防接種の事務、健康福祉センターの管理など
        - 〈中央・北・南・西健康福祉センター〉　乳幼児健康診査、母子保健指導、健康教育、保健福祉総合相談など
      - 保育課　保育園への入園、幼稚園就園奨励、放課後対策（学童クラブ、わいわいスクール）、市立保育園の管理など
        - 〈保育園〉
        - 〈乳幼児健康支援デイサービスセンター〉
      - 横須賀市児童相談所　児童の養護、障害、非行、育成の相談、児童の措置
    - 環境部
    - 経済部
    - 都市部
    - 土木みどり部
    - 港湾部
    - 病院管理部
  - 上下水道局
    - 業務部
    - 施設部
  - 消防局
  - 教育委員会
    - 管理部
    - 生涯学習部
  - 選管委員会事務局
  - 監査委員事務局
  - 市議会事務局

2　横須賀市児童相談所の組織

平成20年4月の職員体制

2008年4月1日

- 所　長
  - 副所長
    - 支援担当第1（主査1）（児童福祉司）
      - 児童福祉司5（うち保健師1）
      - 虐待対応協力員(非常勤)
      - 里親対応専門員(非常勤)
      - 法律相談担当弁護士1（非常勤）
    - 支援担当第2（主査1）（児童福祉司）
      - 児童福祉司4（うち保健師1）
    - 相談担当（主査1）（児童相談員）
      - 児童相談員4
    - 心理担当（主査1）副所長兼務
      - 児童心理司 7
      - 医師6（非常勤）
    - 管理担当（主査1）
      - 一般事務4
      - 運転手1(非常勤)
    - 一時保護所担当（主査1）（児童指導員）
      - 児童指導員6(常勤4・非常勤1 アルバイト1)
      - 保育士9(常勤5・非常勤4)
      - 夜間指導員8(アルバイト)
      - 学習講師2(非常勤)
      - 看護師1(非常勤)
      - 管理栄養士1（非常勤）
      - 嘱託医1(非常勤)

平成20年4月1日時点人員配置状況

	正職員	非常勤	アルバイト	計
所　長	1			1
副所長	1			1
支援担当主査	2			2
児童福祉司	7			7
保健師	2			2
虐待対応協力員		1		1
里親対応専門員		1		1
法律相談弁護士		1		1
相談担当主査	1			1
児童相談員	4			4
児童心理司	7			7
医　師		6		6
管理担当主査	1			1
一般事務	4			4
運転手		1		1
児童相談所小計	30	10		40
保護所担当主査	1			1
児童指導員	4	1	1	6
保育士	5	4		9
夜間指導員			8	8
学習講師		2		2
看護師		1		1
栄養士		1		1
嘱託医		1		1
一時保護所小計	10	10	9	29
合計	40	20	9	69

３　横須賀市児童福祉審議会条例

（趣旨）

第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第８条第３項の規定に基づく横須賀市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（任期）

第２条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員の任期は、担当する特別の事項の調査審議期間とする。

（委員長等）

第３条　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

３　審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第５条　審議会に、専門的な事項を検討するため、専門分科会を置く。

２　専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

３　審議会は、専門分科会の決議（重要又は異例な事項を除く。）をもって審議会の決議とする。

（専門分科会会長等）

第６条　専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。

２　専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。

３　専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

４　第３条及び第４条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

（委員以外の者の出席）

第７条　審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

４　児童福祉審議会専門分科会に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、児童福祉審議会条例第５条に基づく専門分科会の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（組織）

第２条　児童福祉審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議する。

（１）措置分科会	児童の施設入所等の措置並びに里親に関する事項
（２）こども育成分科会	児童施設の整備及び運営、その他の児童、妊産婦等の福祉に関する事項
（３）こども人権審査分科会	措置児童の施設内での処遇等に関する事項
（４）児童虐待検証分科会	虐待による死亡事例等の検証に関する事項

（その他）

第３条　この規程に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会の同意を得て専門分科会委員長が定める。

附　則

この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 20 年９月１日から施行する。

５　児童福祉審議会児童虐待検証分科会委員名簿

（50 音順、敬称略）

	委員名	団体・組織等	備考
1	川 崎 二 三 彦	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター研究部長	会長
2	高　橋　　　温	弁　護　士	副会長
3	中　板　育　美	国立保健医療科学院公衆衛生看護部 主任研究員	
4	宮　田　丈　乃	横須賀市保育会会長	
5	宮　本　朋　幸	市立うわまち病院小児科部長	

６　児童福祉審議会児童虐待検証分科会検証経過

■　第１回児童福祉審議会児童虐待検証分科会

平成 20 年９月５日（金）　10:00～12:00　横須賀市役所はぐくみかん５階　会議室４

議題　１　会長の選出及び副会長の指名について

２　事例等の検証の流れ・進め方について

３　４歳幼児の死亡事件について

■　第２回児童福祉審議会児童虐待検証分科会

平成 21 年１月 22 日（木）　14:00～16:00　横須賀市役所はぐくみかん５階　会議室４

議題　１　事例等の検証について

・　関係者へのヒアリング調査結果

２　事例検証による問題点・課題等の整理について

３　具体的な方策について

■　第３回児童福祉審議会児童虐待検証分科会

平成 21 年３月 17 日（火）　14:00～16:00　横須賀市役所はぐくみかん５階　会議室４

議題　１　「児童虐待死亡事例検証報告書」（案）について